

## 横大路運動公園の再整備・防災機能強化に係る地質等調査及び設計条件整理業務 受託候補者選定要項

### (目的)

第1条 この要項は、横大路運動公園の再整備・防災機能強化に係る地質等調査及び設計条件整理業務受託候補者を選定する場合の手続について、必要な事項を定める。

### (委託内容)

第2条 別に定める「横大路運動公園の再整備・防災機能強化に係る地質等調査及び設計条件整理業務委託仕様書」による。

### (受託候補者選定委員会の設置)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、「横大路運動公園の再整備・防災機能強化に係る地質等調査及び設計条件整理業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

委員長 文化市民局市民スポーツ振興室長

副委員長 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長

委員 文化市民局文化市民総務課長

文化市民局市民スポーツ振興室施設担当課長

都市計画局公共建築部公共建築企画課長

都市計画局公共建築部公共建築企画課設備企画担当課長

建設局みどり政策推進室公園緑地課長

3 委員長は、委員会の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

5 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (選定方式)

第4条 委員会は、参加意思のある業者に第6条(1)～(5)（以下「参加申請書等」という。）に規定する必要書類を提出させて、その参加資格を確認する。さらに、参加有資格者となった者を被選定候補者とし、第6条(6)～(10)に規定する必要書類を提出させる。その後、委員会は業務実績、企画提案内容、見積金額等を総合的に評価するプロポーザル方式で受託候補者を選定する。

(参加資格)

第5条 受託候補者として指名することができる者は、参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までにおいて、次の各号に掲げる参加資格をすべて有する業者とする。

- (1) 平成29年度京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等関係）に登録があること。
- (2) 近畿地区（京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県及び福井県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 一級建築士事務所の登録を有し、かつ、建設コンサルタント登録規程に規定する登録部門のうち「廃棄物部門」、「地質部門」、「土質及び基礎部門」のいずれかに登録があること。
- (4) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (5) 元請として、次のア～ウの全ての要件を満たす業務を履行した実績があること。
  - ア 業務内容として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削等が行われることにより生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして指定された区域の廃棄物層等の調査に係る業務を履行した実績を有すること。
  - イ 国又は地方公共団体が発注したものであること。
  - ウ 平成19年度以降に元請として受注し履行済みであること。
- (6) 管理技術者として、次のア～ウの全ての要件を満たす者を配置し得ること。
  - ア 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
  - イ 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「土質及び基礎」の資格
  - ウ 土壤汚染対策法に規定する「土壤汚染調査技術管理者」の資格
- (7) 担当技術者として、次のア～エの技術者をそれぞれ配置し得ること。ただし、複数の資格を有する場合は、一人の者が複数の担当技術者を兼務することを可とする。
  - ア 担当技術者（A）として、次の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす者
    - (ア) 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
    - (イ) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「土質及び基礎」の資格
    - (ウ) 土壤汚染対策法に規定する「土壤汚染調査技術管理者」の資格
  - イ 担当技術者（B1）として、次の(ア)及び(イ)の全ての要件を満たす者
    - (ア) 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
    - (イ) 技術士法施工規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目における「都市及び地方計画」の技術士資格を有すること。

ウ 担当技術者（B2）として、次の(ア)及び(イ)の全ての要件を満たす者

(ア) 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(イ) 一級建築士の資格を有すること。

（提出書類）

第6条 委員会が被選定候補者に提出させる書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 参加申請書（第1号様式）
- (2) 業務実績調書（第2号様式）
- (3) 技術者配置予定調書（第3号様式）
- (4) 管理技術者及び担当技術者に係る資格を証明する資格者証等の写し
- (5) 管理技術者及び担当技術者の3箇月以上の雇用を証明する書類
- (6) 提案書（第4号様式）
- (7) 配置技術者調書（第5号様式①～③）
- (8) 業務従事者配置調書（第6号様式）
- (9) 企画提案に関する調書①～②（様式自由）
- (10) 見積書（第7号様式）、経費内訳書（様式自由）

（審査及び受託候補者の決定）

第7条 委員会は、被選定候補者から提出された書類の審査を行い、次の各号について、横大路運動公園再整備・防災機能強化に係る地質等調査及び設計条件整理業務受託候補者評価シート（別紙様式）に基づき点数化を行い、各委員の評価点の平均点を最終評価点とし、最終評価点が50点以上（満点の1/2以上）を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する。（本プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が50点以上となることを条件とする。）

- (1) 技術者の評価
- (2) 企画提案に係る評価
- (3) 見積金額

2 委員会は、被選定候補者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、直ちにその業者を選定から除外する。

- (1) 第5条に規定する参加資格のうち、いずれか一つを喪失した場合
- (2) 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けた場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽があった場合
- (4) 見積金額が、委託金額の上限額を超えた場合
- (5) ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合
- (6) 受託候補者選定に影響を与える不誠実な行為があった場合
- (7) その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

(参加資格確認結果の通知)

第8条 委員会は、申請のあった参加意思のある者に書面により参加資格確認結果を通知する。

(審査結果の通知)

第9条 委員会は、被選定候補者全員に書面により審査結果を通知する。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、非公開とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この要項は、平成29年9月14日から施行する。